

バーチャルレストラン実店舗販売個別規約 ver2.0

第1条 （適用）

この「バーチャルレストランサービス実店舗販売個別規約」（以下「本個別規約」といいます。）は、本サービスに加え、有料オプションサービスである「実店舗販売」（以下「実店舗販売サービス」といいます。）を選択した場合に適用される条件を定めた個別規約です。なお、本個別規約に特段の定めのない用語の定義は、「バーチャルレストランサービス利用規約」（以下「基本規約」といいます。）に従うものとします。

第2条 （定義）

本個別規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとします。

(1) 「実店舗販売」

デリバリプラットフォームを利用せずにブランドの飲食物をイートイン（屋外に客席を設置する場合を含みます。）またはテイクアウトにより販売することをいいます。

第3条 （実店舗販売サービス利用契約の成立）

拠点において実店舗販売サービスの利用を希望する契約者（以下「実店舗販売申込者」といいます。）は、本個別規約に同意のうえで当社所定の申込書の提出その他の当社が指定する方法で実店舗販売サービス利用契約の申込みを行うものとします。

2 前項の申込みを当社が承諾したときに、その申込日に遡及して実店舗販売サービス利用契約が成立するものとします。

3 第1項の規定にかかわらず、契約者は、当社から発注アカウントを受領した日（以下「利用開始日」といいます。）から本サービスを利用することができます。なお、実店舗販売サービス利用契約成立以前に発注アカウントを受領している契約者は、実店舗販売サービス利用契約成立日から実店舗販売サービスを利用することができます。

4 契約者は、サービス利用契約を現に締結している拠点に限り、実店舗販売サービスの利用を申し込むことができます。

第4条 （実店舗販売）

当社は、実店舗販売契約者に対して、実店舗販売サービス利用契約の有効期間中、実店舗販売サービス利用契約に定める拠点に限り、非独占的に、サービス利用契約において当社から許諾されているブランド（ライセンスブランドを除きます。）の飲食物の実店舗販売をすることを許諾します。

第5条 （月額オプション料金、支払方法および審査）

実店舗販売サービス利用契約を締結した実店舗販売申込者（以下「実店舗販売契約者」という。）は、当社に対して、実店舗販売サービスの利用の対価として、月額オプション料金を支払うものとします。

2 月額オプション料金は、サービス利用契約において選択した利用プランに応じて、当社所定の申込書に記載するとおりとします。なお、表示価格は、すべて消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）を含みません。

3 実店舗販売契約者は、月額オプション料金に消費税等を加算した額を、当社に支払うものとします。なお、その支払いには、当社が指定するクレジットカード会社のクレジットカード払い、当社が指定する立替代行業者等（別表に定める事業者を含みますが、これに限りません。以下「決済会社等」といいます。）による掛け払い、当社が指定する金融機関の口座に振り込む方法または口座振替を利用することにより、当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、振込手数料その他の支払に要する費用は契約者が負担するものとします。

4 月額オプション料金の支払いに決済会社等の利用を希望する実店舗販売申込者が決済会社等の審査不通過等により、決済会社等を利用できない場合には、当社は、実店舗販売申込者からの実店舗販売サービス契約の申込みを承諾しないことができるものとします。なお、この場合、当社および決済会社等は、審査不通過の理由を説明する責任を負いません。

5 月額オプション料金は、利用開始日が月の途中である場合または実店舗販売サービス利用契約が月の途中で終了する場合であっても、利用開始日の属する月（以下「利用開始月」といいます。）から実店舗販売サービス利用契約の終了日の属する月まで発生するものとし、月額オプション料金の日割計算は行わないものとします。

第6条 （契約期間）

実店舗販売サービス利用契約の有効期間は、利用開始月を起算月として3か月間が経過する月の末日に満了するものとします。ただし、期間満了日の1か月前までに実店舗販売契約者から当社所定の方法で契約を更新しない旨の通知がない限り、有効期間は更に3か月間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2 前項の規定にかかわらず、サービス利用契約が終了したときは、その終了時に実店舗販売サービス利用契約も終了するものとします。

3 実店舗販売契約者は、実店舗販売サービス利用契約を解約したいときは、その旨を当社指定の方法で通知し、解約を希望する月の1か月前の月末日までに当社所定の解約手続きを完了するものとし、当該解約希望日が属する月の末日をもって、実店舗販売サービス利用契約は解約されるものとしします。

第7条 (報告)

実店舗販売契約者は、当社が求めた場合には、当社に対し、実店舗販売において取り扱ったブランド、売上実績その他当社が指定した実店舗販売に関する情報について、当社指定の様式による報告書(以下「報告書」といいます。)を提出することにより報告するものとしします。

2 実店舗販売契約者は、実店舗販売におけるブランドの飲食物の販売価格および販売方法について当社が資料の提出等を求めた場合には、これに協力するものとしします。

第8条 (商品等の大量発注の予告)

実店舗販売契約者は、ブランドの飲食物の材料その他の商品等について、平時の発注量を著しく上回る量を短期間に発注する場合には、その商品等の納入希望日の1か月前までに発注するものとしします。

2 前項の規定は、発注された商品等のすべてを売主が受注することを保証するものではなく、売主は、発注された商品等の一部を受注しないことができるものとしします。

第9条 (違反に対する措置)

実店舗販売契約者は、サービス利用契約により許諾されているブランド(ライセンスブランドを除く。)以外の飲食物の実店舗販売をし、または実店舗販売サービス利用契約に定める拠点以外で実店舗販売をした場合には、違約金として、その実店舗販売の売上金の2倍に相当する金額を当社の請求に従い支払うものとしします。

2 当社は、当社に前項の違約金の額を超える損害が発生した場合には、前項の実店舗販売契約者に対し、その超過額を請求することができるものとしします。

3 第1項の場合には、当社は、その実店舗販売契約者に対する実店舗販売の許諾の一部もしくは全部を一時的に停止し、またはその実店舗販売契約者と締結した実店舗販売サービス利用契約もしくはサービス利用契約の一部もしくは全部を解除することができるものとしします。

第10条 （免責）

当社および売主は、ブランドの飲食物の材料その他の商品等について、実店舗販売契約者が平時の発注量を著しく上回る量を短期間に発注したために売主がその商品等を供給することができなかったことに起因または関連して実店舗販売契約者または第三者に生じた損害および損失について、請求原因の如何にかかわらず、賠償その他の責任を負いません。

第11条 （準用）

本規約に定めのない実店舗販売契約者の権利義務その他の実店舗販売の提供条件については、その性質に反しない限り、基本規約の各規定を準用します。

以上

最終更新日：2024年6月1日

【別表1】

決済会社等
株式会社ネットプロテクションズ NP 掛け払い